

## 労働者派遣法改正法案 参議院厚生労働委員会で審議開始

労働者派遣法改正法案は、参議院厚生労働委員会で実質審議が始まりました。

審議初日の7月30日の参議院厚生労働委員会の冒頭、津田議員が質問に立ちました。

### <主な質疑>

【津田議員】厚生労働行政をめぐって年金情報流出問題など重要な問題が発生している中、なぜ派遣法の改正を急ぐのか。

【塩崎厚生労働大臣】派遣で働く方々の正社員への道を開き、待遇改善を図るため早期実現が必要だと考えている。

【津田議員】安倍内閣では岩盤規制の改革と位置付けている。規制緩和ではないのか。

【塩崎大臣】今回の改正案では労働者派遣事業について、全て許可制にする。その上で、派遣会社に雇用安定措置やキャリアアップ措置を新たに義務付けるといった雇用責任の強化を図っている。一方、26業務に該当するかどうか分かりにくいとの指摘があり、期間制限のあり方を分かりやすいものに見直すとしている。

【津田議員】派遣労働者の視点で見ると大変な規制緩和。全ての派遣会社の許可制は規制強化だと思うが、派遣労働者は単に他の派遣会社にシフトするだけで、問題解決にはならない。現行法では、コアとなる業務を派遣労働者に任せられるのは専門26業務だけだったが、悪質な派遣先は26業務を一般業務に偽装することを繰り返し、これが大きな問題だった。各企業の人事労務担当者にこの改正案を説明した上で、今まで直接雇用の労働者に任せていた業務を派遣労働者に任せようと思いませんかと質問を、せ

ひしていただきたい。

【塩崎大臣】事前にどうなるかはともかく、少なくとも法律が施行された時に、どのように使われているか調べていく必要がある。

【津田議員】今回の法案で最大の問題は、臨時的・一時的という派遣法の大原則が根底から覆されるという点。臨時的・一時的なものとして利用されるのか、派遣労働者の利用が臨時的・一時的なものとなる可能性があればよいということなのか。

【塩崎大臣】派遣先に対して受け入れは3年までとし、3年を超えるものは過半数労働組合等からの意見聴取を義務付けている。労使で常用代替の観点から問題がないか判断する仕組みになっている。

【津田議員】上限3年の派遣労働者の受け入れを9回延長して都合30年間に達することは制度上、あり得るか。

【塩崎大臣】制度上では話し合いの下、続いていくことはあり得るが、配慮されるべきことは、労使の話し合いが大事である。

【津田議員】各企業は過半数組合等の意見をどれだけ取り入れているか例を上げてお訪ねしたい。就業規則の変更で、過半数組合の賛成を得ずに就業規則の変更が行われた例は、過去3年間に何%か。

【高階大臣政務官】平成24年から26年の3年間で就業規則の届出件数は154万8065件。賛否については今後調査方法も含めて検討させていただきたい。

【津田議員】歯止めがかかるかどうか判断する大変重要な要件なので、次の質問までに結論を出していただきたい。

※後刻理事会にて協議する

【津田議員】常用代替の防止は、正社員が派遣に置

き換わることを防ぐことであり、臨時的・一時的という派遣法の大原則と結びつくものであり、正社員の保護が目的ではない。労働者を1人必要とするコアな業務が発生したら、そこについては派遣ではなく正社員を1人増やしてほしいという意味合いがある。正社員を守るかどうかは、解雇権の濫用法理が機能しているかどうかであり別の問題。コアとなる業務に新規に人を必要とする場合、正社員を増やすべきだと思うが。

**【塩崎大臣】**コア業務に正社員を配置するのは多いと思う。最終的には経営判断にゆだねられると思う。

**【津田議員】**企業に任せるのではなく、行政として正社員をなるべく採用してくださいと誘導すべきだと思う。厚労省がインターネットで派遣労働者から今後の希望する働き方を調査しているが、その調査結果についてお聞きしたい。

**【坂口派遣・有期部長】**平成25年3月にまとめたものだが、結果は、正社員として働きたいが60.7%、今のままの働き方でよいが19.3%。

**【津田議員】**今のままの働き方がよいと答える派遣労働者は二つの理由が混在すると考える。一つは純粹に今の働き方に満足をしている人。もう一つは派遣の働き方には満足をしていないが、正社員になる

と長時間の残業や休日出勤を拒めなくなる、ならば派遣の方がましであると考え人。正社員の労働条件を悪化させれば派遣を希望する人が増えるのではないか。派遣法をどうこうではなく、正社員の働き方を変えていくこと、過労死につながるような長時間労働を規制していくことが先決だと思う。安倍政権では労働者の立場で考えた働き方ではなく、経営者の立場で考えた働かせ方にウエートがおかれ過ぎている。当厚生労働委員会では、働き方、働かせ方どちらに重きを置いた議論を行うべきか。

**【塩崎大臣】**働き方という観点を踏まえて議論を行うことが適切だと思う。

**【津田議員】**労働者派遣制度は、本改正案でも臨時的・一時的な必要性に基づく労働力需給制度と位置付けているのか、多様な働き方に対応するための新たな選択肢として積極的に拡大していくべきものであると位置付けているのか、どうお考えなのか。

**【塩崎大臣】**労働者派遣制度は、常用代替防止が基本的な考え方で、それを担保するための臨時的・一時的な労働力のマッチングシステムと位置付けている。派遣労働者を積極的に拡大していくべきとは考えていない。